ショートステイ利用料金　（令和8年8月より）　【1～59日の利用の場合】

＜第１段階＞ ＊ 世帯全員が市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者の方

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	685	300	0　(+380)	985	10	3,016	25	27,651	10,520　(+316)
2	754	300	0　(+380)	1,054	10	3,452	26	30,866	11,330　(+316)
3	827	300	0　(+380)	1,127	10	4,368	30	38,188	12,190　(+316)
4	897	300	0　(+380)	1,197	10	4,738	30	40,658	13,010　(+316)
5	966	300	0　(+380)	1,266	10	5,102	30	43,092	13,820　(+316)

＜第２段階＞ ＊ 世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方　かつ、預貯金等　・単身…650万円以下　・夫婦…1,650万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	685	600	430　(+50)	1,715	10	3,016	25	45,901	10,520　(+316)
2	754	600	430　(+50)	1,784	10	3,452	29	55,198	11,330　(+316)
3	827	600	430　(+50)	1,857	10	4,368	30	60,088	12,190　(+316)
4	897	600	430　(+50)	1,927	10	4,738	30	62,558	13,010　(+316)
5	966	600	430　(+50)	1,996	10	5,102	30	64,992	13,820　(+316)

＜第３①段階＞ ＊ 世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円超120万円以下の方　かつ、預貯金等　・単身…550万円以下　・夫婦…1,550万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	685	1,030	430　(+450)	2,145	10	3,016	25	56,651	10,520　(+316)
2	754	1,030	430　(+450)	2,214	10	3,452	29	67,668	11,330　(+316)
3	827	1,030	430　(+450)	2,287	10	4,368	30	72,988	12,190　(+316)
4	897	1,030	430　(+450)	2,357	10	4,738	30	75,458	13,010　(+316)
5	966	1,030	430　(+450)	2,426	10	5,102	30	77,892	13,820　(+316)

＜第３②段階＞ ＊ 世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方　かつ、預貯金等　・単身…500万円以下　・夫婦…1,500万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	685	1,360	530　(+450)	2,575	10	3,016	25	67,401	10,520　(+316)
2	754	1,360	530　(+450)	2,644	10	3,452	29	80,138	11,330　(+316)
3	827	1,360	530　(+450)	2,717	10	4,368	30	85,888	12,190　(+316)
4	897	1,360	530　(+450)	2,787	10	4,738	30	88,358	13,010　(+316)
5	966	1,360	530　(+450)	2,856	10	5,102	30	90,792	13,820　(+316)

＜第４段階＞＊ 上記以外の方　または住民税課税世帯

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	685	1,545	915　(+316)	3,145	10	3,016	25	81,651	10,520　(+316)
2	754	1,545	915　(+316)	3,214	10	3,452	29	96,668	11,330　(+316)
3	827	1,545	915　(+316)	3,287	10	4,368	30	102,988	12,190　(+316)
4	897	1,545	915　(+316)	3,357	10	4,738	30	105,458	13,010　(+316)
5	966	1,545	915　(+316)	3,426	10	5,102	30	107,892	13,820　(+316)

●介護費単価の中には 看護体制加算（35円/日） 個別機能訓練加算（12円/日） 夜勤職員配置加算（13円/日） サービス提供加算（22円/日） が含まれています。

他にも対象となる加算等があります。 ※対象となる加算の算定状況で、利用日数が変更する場合があります。

★送迎加算（184円/回） ★療養食加算【医師の食事せんに基づく糖尿食、腎臓食など】（8円/食）
★個別機能訓練加算（56円/日） ★緊急短期入所受入加算【最大14日】（90円/日）
★看取り連携体制加算【死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として】（64円/日）
◆長期利用減算【30日を超えて60日未満で利用した場合に減算】（△30/日）